

介護職員等処遇改善費

従来の介護職員処遇改善費の支給に加え、特定処遇改善加算は、技能・経験のある介護職員の処遇改善を目的に、介護報酬をさらに加算して支給する制度です。内閣府が2017年12月に閣議決定した「新しい経済政策パッケージ」で提示された、「勤続年数10年以上の介護福祉士について月額平均8万円相当の処遇改善を行う」という方針に基づき、制度設計が行われています。

(算定要件等)

1. 従来の処遇改善加算Ⅰ～Ⅲのいずれかを算定していること。
2. 職場環境要件について、「資質の向上」、「労働環境・処遇の改善」・「その他」の区分で、それぞれ1つ以上取り組んでいること。
3. 賃上げ以外の処遇改善の取り組みの見える化をホームページなどで行っていること。

(見える化要件)

特定加算に基づく取組について、ホームページへの掲載等により公表していること。具体的には、介護サービスの情報公表制度を活用し、特定加算の取得状況を報告し、賃金以外の処遇改善に関する具体的な取組内容を記載すること。

当該制度における報告の対象となっていない場合等には、各事業者のホームページを活用する等、外部から見える形で公表すること。

職場環境要件について

(職場環境要件)

資質の向上	働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対
--------------	---

	<p>するマネジメント研修の受講支援（研修受講時の他の介護職員の負担を軽減するための代替職員確保を含む）</p> <p>研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動</p>
職場環境・処遇の改善	<p>介護職員の腰痛対策を含む負担軽減のための介護ロボットやリフト等の介護機器等導入</p> <p>ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善</p> <p>健康診断・こころの健康等の健康管理面の強化、職員休憩室・分煙スペース等の整備</p>
その他	<p>介護サービス情報公表制度の活用による経営</p> <p>非正規職員から正規職員への転換</p>

当法人の取得状況

介護職員処遇改善加算 加算Ⅰ

介護職員等特定処遇改善加算 加算Ⅱ（ただし、デイサービスは加算Ⅰ）

【特定処遇改善内訳】

介護老人福祉施設	特別養護老人ホームザイクスヒル長南	加算	Ⅱ
短期入所生活介護	ショートステイサービスザイクスヒル長南	加算	Ⅱ
予防短期入所生活介護	ショートステイサービスザイクスヒル長南	加算	Ⅱ
介護老人福祉施設	特別養護老人ホーム豊栄の里	加算	Ⅱ
短期入所生活介護	ショートステイサービス豊栄の里	加算	Ⅱ
予防短期入所生活介護	ショートステイサービス豊栄の里	加算	Ⅱ
通所介護	デイサービスセンターザイクスヒル長南	加算	Ⅰ
介護予防通所介護	デイサービスセンターザイクスヒル長南	加算	Ⅰ